

戸籍謄本等の交付申請書(郵送用)

稻沢市長 あて

令和 年 月 日

申 請 者	住 所	(〒 一)		
	氏名・生年月日			T・S・H 年 月 日
	電 話 番 号	()		※昼間に連絡のとれる番号を記入してください。
どなたの戸籍(証明書)が必要ですか	本 籍	番地番		
	筆頭者の氏名			
	証明するかたの氏名・生年月日			M・T・S H・R 年 月 日
何が何通必要ですか	区 分	謄 本 (全 部)	抄 本 (個 人)	手数料
	戸 籍	通	通	1通 450円
	除 籍	通	通	1通 750円
	改 製 原 戸 籍	通	通	1通 750円
	戸 籍 の 附 票	通	通	1通 300円
		住所〔 から 〕までの履歴が必要		
		※原則、下記の事項は省略します。必要な場合は□してください。 □ 本籍・筆頭者 □ 在外選挙人登録		
	身 分 証 明 書	通	通	1通 200円
	独 身 証 明 書	通	通	1通 200円
	受 理 証 明 書	(届)	通	1通 350円
※届出をした市区町村に請求してください				
申 請 者 と 証 明 するかたとの関係	どなたの証明が必要ですか。 本人・夫・妻・子・父・母・祖父・祖母・孫 その他()			
請 求 理 由 提 出 先	()のため ()へ提出します。			
ど の よ う な 内 容 を 証 明 す る 必 要 が あ り ま す か	(例:「稻沢花子の婚姻日と旧姓のわかるもの」、「稻沢太郎と稻沢一郎の父子関係のわかるもの」など)			
※ 提 出 先 か ら 具 体 的 な 証 明 内 容 の 指 定 受 け て い る か た は 、 こ ち ら の 欄 も 記 入 し て く だ さ い 。	※相続等で、提出先から「被相続人の出生から死亡までの一連の戸籍」などの指定を受けているかたは、()に証明するかたの氏名を記入し、当てはまるものに□をしてください。 〔 〕の □出生～死亡 □婚姻～死亡 □出生～婚姻 の戸籍が必要です。 □稻沢市にある該当する全て			
手 数 料	郵便定額小為替()円分を同封します。			
通 信 欄				

申請に必要な書類

- (1) 本申請書
- (2) 返信用の封筒(返送先住所(住民登録している住所に限ります)・氏名を明記し、切手を貼ったもの)
- (3) 手数料(郵便局で定額小為替を購入し、何も記入しないでください。有効期限(発行日から6か月)を過ぎた定額小為替・現金・切手・収入印紙などでは受付できません。)
- (4) 申請者の本人確認書類のコピー(現住所のわかる運転免許証・マイナンバーカードなど)
- (5) 申請者と証明するかたとの関係が当市ではわからない場合があります。申請資格のあるかたかどうか確認したうえで証明書類を交付していますので、申請者とのつながりがわかる戸籍謄本などのコピーを同封してください。

送付先 〒492-8269 稲沢市稻府町1番地 稲沢市役所市民課 TEL0587-32-1311(ダイヤルイン)

郵便での戸籍謄抄本等の取り寄せについて

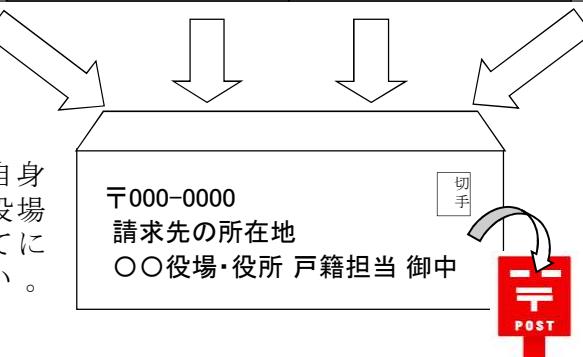
戸籍(除籍)謄抄本、戸籍の附票の写し、身分証明書等を窓口で直接申請するのが困難な場合は、本籍地の市区町村役場(所)から郵送で取り寄せるすることができます。

請求方法、必要書類、手数料などは、申請する市区町村によって異なる場合があります。下記の要領を参考に、請求先の市区町村役場(所)に事前に問い合わせたうえで請求してください。

申請時に必要なもの

① 申請書(裏面)	② 返信用の封筒	③ 手数料	④ 申請者の本人確認書類
<p>戸籍謄抄本等の交付申請書(郵送用)</p>	<p>切手 ご住所 お名前様</p>	<p>定額小為替証書 ○○○円</p> <ul style="list-style-type: none">手数料は定額小為替(郵便局で購入)で納めてください。現金、切手などでは受付できません。表・裏共に記入欄がありますが、どちらにも記入せず送ってください。有効期限は、発行日から6か月です。期限切れのものは受付できません。	<p>免許証など</p> <ul style="list-style-type: none">申請者の運転免許証(住所変更等で裏書きがあれば両面)やマイナンバーカード(表面のみ)等現住所がわかるものをコピーして同封してください。

①～④を同封し、ご自身の本籍地の市区町村役場(所)の戸籍担当宛てに郵送してください。



手数料

- 戸籍謄本(全部事項証明)・抄本(個人事項証明)…1通 450円
- 除籍謄本・抄本、改製原戸籍謄本・抄本…1通 750円
- 他の本籍地で発行する証明書(戸籍附票、身分証明書等)…市区町村により異なります。

ご注意

- 郵送で請求する場合、配達の日数と役場・役所での処理のための日数が必要です。余裕をもって申請してください。
- 申請者と証明するかたとの関係が請求先の市区町村役場(所)ではわからない場合があります。申請資格のあるかたかどうか確認したうえで証明書類を交付することになりますので、申請者とのつながりがわかる戸籍謄本などのコピーを適宜同封してください。

詳細な請求方法については、請求先の市区町村役場(所)に問い合わせてください。